



茨城県報

号外第 58 号

令和 2 年 (2020 年) 5 月 26 日

火 曜 日

目 次

告 示 ページ

●茨城県条例（東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例）制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨（原子力安全対策課）	1
---	---

告 示

茨城県告示第581号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による茨城県条例（東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例）制定の請求を令和2年5月26日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、茨城県条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和2年5月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

茨城県ひたちなか市大字田彦1210番地58

鶴澤 恵一

茨城県つくば市吾妻3丁目1番地1 ダイアパレスつくば学園都市208号

徳田 太郎

茨城県石岡市柿岡1297番地1

山崎 咲知子

2 請求の要旨

茨城県の東海第二発電所は、日本初の大型原子力発電所として1978年に営業運転を開始しました。東日本大震災以降は稼働を停止していますが、2018年、原子力規制委員会が20年の運転延長を認可しました。これによれば、運転開始から60年となる2038年までの運転が可能となります。

東海第二発電所の再稼働にあたっては、周辺6市村に加え、茨城県の同意が必要とされています。これは、地方自治は当該団体の意思と責任の下で行われるという団体自治の理念に照らし、正当な権利であるといえます。

また、県の意思決定に関して、知事は「県民の意見をしっかりと伺い、慎重に判断したい」と繰り返し述べています。これは、地方自治は住民の意思に基づいて行われるという住民自治の理念を具現化したものであるといえます。

私たちは、広く県民の意思を確認する方法として、県民投票の実施が最も適していると考えます。県民投票が実施されることになれば、東海第二発電所を再稼働した場合、またしなかった場合に、将来どのような影響が生じるかについて、多方面から様々な情報が広く県民に提供されます。それにより、県民は、熟慮と討議を重ねた上で賛

否の判断を行い、個々の選択を表明できるようになります。

一方、住民アンケート等の手段では、意思を表明できるのは無作為抽出された一部の県民に限られ、多様な情報に基づく熟議の上での回答となるかは不明です。また、選挙の際に知事や多くの議員は再稼働に対する賛否を明らかにしておらず、有権者がこの問題に関する判断を委ねたということはありません。

東海第二発電所の再稼働の可否は、社会的にも、経済的にも、茨城県民の生活に大きな影響を及ぼします。よって私たちは、地方自治の本旨に基づき、間接民主制を補完する手段としての県民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)